

油濁基金だより

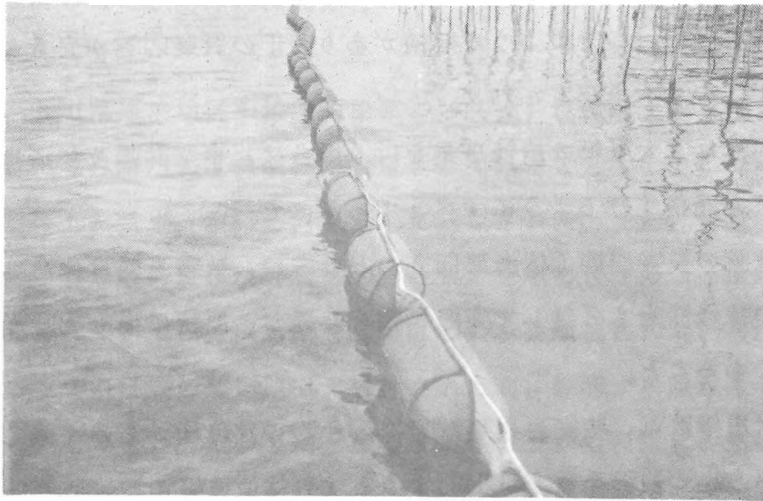
発行 財団法人漁場油濁被害救済基金 No. 7

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

53. 3発行



も く じ

I	中央漁場油濁被害等認定審査会の動き	2
II	都道府県漁場油濁被害等認定審査会の動き	8
III	都道府県漁場油濁被害等認定審査会委員名簿	9
IV	油の試料採取について漁協へのお願い	18
V	昭和51年度漁業被害、防除・清掃の県別発生件数 及び金額一覧表	23
VI	漁業被害、防除・清掃の月別発生件数及び金額一覧表	20

I 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

1、第6回中央審査会

昭和52年12月23日、第6回中央審査会が開催され、沖縄県与那城地区等13件の漁場油濁被害額の審査認定が行われた。

今回上程された案件は、防除清掃を伴う漁業被害2件と防除清掃のみのもので11件であり、漁業被害は千葉県下ののり養殖業の被害と沖縄県下の小型定置網、刺網漁業の被害であった。沖縄県下では初めての漁業被害の発生であり、地方審査会を経て上程されたものである。

また、防除清掃案件のうち6件はオイルボール常襲地帯の沖縄県下の清掃事業にかかるものであった。

審議検討の結果、つぎのような指摘があり若干の質疑応答が交されたあと別表(その1)のとおり認定された。

- (1) 長期間に亘り大規模な清掃事業を行う場合は、事業計画及び清掃前後の写真の添付を義務づけるようにすべきであること。
- (2) 漁船漁業の被害期間(休漁期間)のとり方は、被害を受け休漁した時点から地域の特殊性をも考慮して実際に網を設置し、原状に復した時点までとするべきであること。
- (3) 網の耐用年数は、法定耐用年数を採用するのは現状からみて厳しすぎるがしかし何らかの補正係数を算出しようとするれば地域等の複雑な問題が出てくるし、現在損害賠償請求においても法定耐用年数が使用されているので、これによることとした方がよいこと。

漁場油濁被害状況

その1(第6回中央審査会上程分)

県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協
沖縄県 与那城地区	52.9.2	不明	勝連半島東側	与那城村漁協
長崎県 瑞穂地区	52.10.13	”	瑞穂町沖	瑞穂漁協

2、第7回中央審査会

昭和53年2月21日第7回中央審査会が開催され、東京都伊豆七島地区等23件の漁場油濁被害額の審査、認定が行われた。

今回上程された案件は防除清掃を伴う漁業被害4件と防除清掃のみのもので19件であり、漁業被害のうち3件はのり養殖業の被害、あとの1件は東京湾で発生したまき網漁業の被害であった。まき網漁業の被害は初めてのケースで内容も複雑であったため地方審査会が催され審議検討された。

また、防除清掃案件の多くはオイルボール常襲地帯の東京都伊豆七島地区、鹿児島県薩南諸島地区のもので、とくに鹿児島県においては大規模清掃が行われた関係もあり地方審査会を経て上程された。

審議検討の結果、防除清掃関係分については、ほぼ申請どおり別表のとおり認定された。

なお、香川県庵治地区の港内汚染については、現に陸上から投棄した痕跡があり、またこの港内には漁業権が設定されていることもあり、町港湾管理規則等とも照会した結果、救済の対象として認定された。また、資材費について、使用資材の購入価格及び残存価格のチェックを厳密にするよう指摘があった。

漁業被害については、広島県吉名地区ののり養殖被害において汚染のり網を撤去するまでの日数の長い理由が検討されたが、替網が本県はもとより全国的に少いこともあり、汚染のり網を撤去するかどうかの判断に苦慮し、出来るだけ生産継続すべく様子をみていた関係上、汚染のり網撤去、汚染のり摘採を実施するまでに時間を要したためである旨明らかにされたほか、とくに問題なく原案どおり認定された。

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
小型定置網 刺網漁業の被害	2,056,845 ^円	48,600 ^円	2,056,838 ^円	48,600 ^円	端数整理により △7円
防 除・清 掃		163,800		163,800	

油濁基金だより

県・地区名	発生年月日	推定原因	発 生 場 所	関 係 漁 協
広島県 安芸地区	5 2.1 0.2 4	不 明	音戸町早瀬漁港	早瀬漁協
香川県 詫間地区	5 2.1 0.2 6	船 舶	詫間町 大浜漁協地先	詫間、大浜、 箱浦漁協
広島県 因島地区	5 2.1 1.1 2	”	因島市 大浜海岸地先	因島市漁協
沖縄県 渡名喜地区	5 2.1 1.1 5	不 明	渡名喜村地先	渡名喜村漁協
沖縄県 与那城地区	5 2.1 1.1 5	”	伊計島東海岸	与那城村漁協
沖縄県 糸満地区	5 2.1 1.1 6	”	糸満市南部海岸	糸満漁協
千葉県 木更津地区	5 2.1 1.2 0	船 舶	木更津市 金田漁協地先	金田漁協
沖縄県 宮古島地区	5 2.1 1.2 4 2 5	不 明	池間島一円 宮古島北側海岸	平良市、池間 漁協
沖縄県 本部地区	5 2.1 1.2 5	”	具志堅、新里、 備瀬海岸	本部漁協
沖縄県 伊是名地区	5 2.1 1.2 6	”	具志川、伊平村 海岸	伊是名漁協
熊本県 荒尾(有明海)地区	5 2.1 1.2 9	”	荒尾市地先	荒尾漁協

その2 (第7回中央審査会上程分)

県・地区名	発生年月日	推定原因	発 生 場 所	関 係 漁 協
宮城県 門川地区	5 2. 3.1 5	不 明	門川港地先	門川漁協
東京都 伊豆七島地区	5 2.1 1.1 7	”	八大島 三根地先海岸	三根漁協
”	5 2.1 1.2 3	”	三宅島 島一円の海岸	三宅島漁協
”	5 2.1 1.2 3	”	八丈島 大賀郷地先	八丈島漁協
鹿児島県 種子島地区	5 2.1 1.2 8 2 9	”	西之表市、南種子 町地先	西之表市、南 種子町漁協

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
防除・清掃	_____円	74,000円	_____円	74,000円	
”	_____	575,790	_____	575,790	
”	_____	90,080	_____	87,980	女の単位時間当りの 労務費△2,100円
”	_____	1,379,000	_____	1,379,000	
”	_____	701,600	_____	701,600	
”	_____	1,584,137	_____	1,584,137	
のり養殖業の 被害	2,809,853	239,500	2,771,453	239,500	重複労務費控除 △38,400円
防除・清掃	_____	4,121,000	_____	4,121,000	
”	_____	3,029,200	_____	3,029,200	
”	_____	1,395,200	_____	1,395,200	
”	_____	193,500	_____	193,500	

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
防除・清掃	_____円	158,700円	_____円	105,900円	労務費、用船費を旧 単価で認定 但し支弁は保留
”	_____	1,630,550	_____	1,630,550	
”	_____	2,739,360	_____	2,739,360	
”	_____	1,191,680	_____	1,191,680	
”	_____	12,013,730	_____	12,013,730	

油濁基金だより

県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協
鹿児島県 徳之島地区	5 2.1 1.2 8	船 舶	徳之島町地先海岸	徳之島漁協
鹿児島県 沖永良部島地区	5 2.1 1.3 0	"	沖永良部町地先	沖永良部島漁協
鹿児島県 与論島地区	5 2.1 2. 2	不 明	与論島一帯	与論町漁協
鹿児島県 徳之島地区	5 2.1 2. 4	"	伊仙町地先	伊仙町漁協
広島県 吉 名地区	5 2.1 2. 8	船 舶	竹原市吉名町地先	竹原市、安芸津 漁協
宮城県 七ヶ浜地区	5 2.1 2. 8	"	七ヶ浜町地先	代ヶ崎漁協
鹿児島県 屋久島地区	5 2.1 2.1 0 5	不 明	屋久町、上屋久町 地先	屋久町、上屋久 町漁協
千葉県 富 津地区	5 2.1 2.1 1	船 舶	富津地先	全富津、新富津 漁協
千葉県 保 田地区	5 2.1 2.1 5	"	浦賀水道口南側	鋸南町保田、館 山船形漁協
鹿児島県 奄美大島地区	5 2.1 2.1 7 2 2	"	龍郷町宇検村地先	龍郷町、宇検村 漁協
鹿児島県 種子島地区	5 2.1 2.1 8	"	中種子町地先	中種子町漁協
東京都 伊豆七島地区	5 2.1 2.1 9	不 明	神津島前浜海岸	神津島漁協
香川県 志渡湾地区	5 2.1 2.2 3	船 舶	牟礼漁協地先	牟礼漁協
沖縄県 渡名喜地区	5 2.1 2.2 6	不 明	渡名喜村漁協海 岸一帯	渡名喜村漁協
香川県 庵治地区	5 3. 1. 1	陸 上	庵治漁港	庵治漁協
愛媛県 津 倉地区	5 3. 1.2 8	船 舶	津倉沖	津倉漁協
千葉県 保 田地区	5 3. 1.3 0	"	保田沖	鋸南町保田漁協
千葉県 富 津地区	5 3. 2. 5	"	富津沖	全富津漁協

主な被害内容	申 請		認 定		備 考
	漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
防除・清掃	_____円	1,673,780 ^円	_____円	1,673,780 ^円	
”	_____	1,487,335	_____	1,487,335,	
”	_____	4,972,180	_____	4,935,730	労務費の修正
”	_____	215,000	_____	215,000	
のり養殖業の被害	7,626,582	1,519,175	7,576,682	1,519,175	重複労務費の修正
防除・清掃	_____	176,030	_____	176,030	
”	_____	3,657,530	_____	3,652,480	フィルム・プリント代減額
”	_____	306,800	_____	306,800	
まき網漁業の被害	9,643,123	28,800	9,643,123	28,800	
防除・清掃	_____	2,073,300	_____	2,073,300	
”	_____	1,675,905	_____	1,675,905	
”	_____	989,850	_____	989,850	
のり養殖業の被害	646,800	327,345	625,642	327,345	重複労務費削減
防除・清掃	_____	3,397,050	_____	3,397,050	
”	_____	753,750	_____	718,750	用船費半日分とする
のり養殖業の被害	2,531,417	575,580	2,511,617	575,580	重複労務費削減
防除・清掃	_____	170,300	_____	156,300	用船費半日分とする
”	_____	66,400	_____	66,400	

Ⅱ 都道府県漁場油濁被害認定審査会の動き

都道府県漁場油濁被害等認定審査会（地方審査会）の設置については、前号でご案内のとおり、とりあえず今年度は18県に設置することとし、別掲のとおり審査委員の委嘱が行われた（拠出者側2委員は現在入選中）。地方審査会は予め設置しておき、原因者不明の漁場油濁が発生した場合に開催されるが、今年度はすでに沖縄県、広島県、鹿児島県、千葉県で開催され、^{漁場}被害額、防除清掃費の認定に必要な基礎資料の調査収集検討が次のように鋭意進められ、その結果が中央審査会に報告された。

(1) 沖縄県漁場油濁被害等認定審査会

第1回 昭和52年10月28日

第2回 昭和52年11月11日

（審査内容） 昭和52年9月2日勝連半島東側漁場に流出油が漂着し、小型定置網漁業等に被害を与えた事故の漁業被害額及び防除清掃費の検討。

(2) 広島県漁場油濁被害等認定審査会

第1回 昭和53年1月18日

第2回 昭和53年2月6日

（審査内容） 昭和52年12月8日竹原市吉名地区のり漁場に流出油が流入し、のり養殖漁場に被害を与えた事故の漁業被害額及び防除清掃費の検討。

(3) 鹿児島県漁場油濁被害等認定審査会

昭和53年1月24日

2/20 新・学地分
東京
大月

(審査内容) 昭和52年11月～12月にかけて実施された薩南諸島一帯のオイルボールの清掃事業費の検討。

(4) 千葉県漁場油濁被害等認定審査会

第1回 昭和53年1月24日

第2回 昭和53年2月10日

(審査内容) 昭和52年12月15日鋸南町保田漁協、館山船形漁協所属の小型まき網漁船の漁場(浦賀水道航路南側)に流出油が漂流し、漁獲物の漁網に被害を与えた事故の漁業被害額及び清掃費の検討。

Ⅲ 都道府県漁場油濁被害等認定審査会委員名簿

県	区分	氏名	所属・役職名
宮城	水産	佐々木 健 治	県漁連会長
	"	柴 原 博	" 副会長
	"	内 海 紀美夫	" 漁業共済組合組合長
	"	田 村 一 夫	" 信漁連専務
	中立	小 林 基 八	県水産林業部漁政課長
	"	鈴 木 都	" 水産振興課長
	"	渡 辺 競	県水産試験場長
	"	須 藤 俊 造	東北大学農学部教授
	抛出	石 川 竜 英	共同石油(株)塩釜油槽所長 石油連盟海水油濁処理協力機構仙台支部長
	"	斎 藤 八 郎	宮城県商工会議所連合会常任幹事

県	区分	氏名	所属・役職名
千葉	水産	蔭山 賢	県漁連専務
	"	布 田 博	県漁業共済組合常務
	"	佐久間 清	県海区漁業調整委員
	"	内田 一三	元内湾水試場長
	中立	吉田耕一郎 石田耕一郎	県水産部 次長 水産課長
	"	藤 大平正三 大平正三	" 漁政課長
	"	高柳 健	県水産試験場長
	"	沼田 真	千葉大学理学部長
	業	吉田 勇	県商工会議所連合会専務
	拠出	関 諭	(社)京葉地帯経済協議会専務
	"	小林 恒治	東京湾海難防止協会千葉支部長
	静岡	水産	山崎 浩
"		内野 芳雄	県信漁連専務
"		佐野 音彦	県漁業共済組合参事
"		岡部 史郎	東海大学海洋学部教授
中立		山本 徹	県農業水産部水産課長
"		森 賢正	" 生活環境部水質保全課長
"		小泉 政夫	" 水産試験場長
岡		松本 樗郎	弁護士
拠出		勝谷 時雄	石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部長
"		沖 和雄	県商工会議所連合会専務

県	区分	氏名	所属・役職名
愛知	水産	水越幸雄	県漁連会長
	"	吉田秋年	" 参事
	"	磯貝新太郎	県漁業共済組合参事
	"	田村静夫	全漁連海苔海藻類養殖研究センター所長
	中立	中村良二	県農林部技監兼水産課長
	"	吉見吉夫	県水産試験場長
	"	喜田和四郎	三重大学水産学部助教授
	"	古田二郎	古田技術士事務所長
	抛出	永島直則	出光興産(株)愛知製油所副所長
	"	中村勇	東海鉄鋼協会専務
三重	水産	中北克己	県漁連専務
	"	長井優之	県信漁連専務
	"	上原 繁	県漁船保険組合組合長
	"	山下忠弘	県漁業共済組合専務
	中立	片桐勝己	県農林水産部水産事務局漁政課長
	"	小山堯司	県生活環境部大気水質課長
	"	水野 実	県浜島水産試験場長
	"	杉浦西太郎	県弁護士会々長
	抛出	斎藤克二	石連海水油濁処理機構四日市支部長 大協石油(株)四日市製油所長
	"	小林太郎	四日市商工会議所専務 三重県 " 連合会専務
福井	水産	杉原邦彦	県漁連参事
	"	和田博明	県信漁連参事

県	区分	氏名	所属・役職名
福井	水産	西尾 治郎	県漁業共済組合専務
	"	中山 正導	県漁業指導協会専務
	中立	細田 忠雄	県農林水産部水産課長
	"	牧野 道夫	県生活環境部公害対策課長
	"	今岡 要二郎	県水産試験場長
	"	中村 豊	県商工会議所連合会専務
	抛出	古川 滋郎	東洋紡績(株)敦賀工場長
	"	浜本 松雄	敦賀商工会議所専務
島根	水産	米津 貞義	県漁連会長
	"	中島 俊夫	県信漁連会長
	"	道前 義勇	県漁業共済組合長代理
	"	渡辺 健造	県水産業団体指導協会常任理事
	中立	山城 隆文	県農林水産部漁政課長
	"	金 織 博	県総務部消防・防災課長
	"	新井 都登司	県水産試験場長
	"	高尾 幸吉	県商工会議所連合会専務
	抛出	林 栄三	県商工会議所連合会会長 新東洋膏板(株)社長
	"	檀山 富介	県石油協同組合理事長
和歌山	水産	芝 誠次	県漁連専務
	"	石原 秀夫	県漁業共済組合参事
	"	深見 徳一	県信漁連専務
	"	木村 幹夫	県漁協指導協会事務局長

県	区分	氏名	所属・役職名
和歌山	中立	中村昇	県経済部水産課長
	"	岡村周見	" 公害規制課長
	"	三好剛太	県水産試験場長
	"	桜谷良一	県商工会議所連合会常任幹事 和歌山商工会議所専務
	抛出	植村卓郎	住友金属工業㈱和歌山製鉄所環境管理部長
	"	三井清孜	東亜燃料工業㈱和歌山工場環境安全部長
兵庫	水産	塩谷健次郎	県漁連専務
	"	岸峯夫	県漁業共済組合専務
	"	天野栄蔵	県信漁連専務
	"	森本克己	(財)兵庫県水産公害対策基金専務
	中立	福井源治	県農林水産部参事兼水産課長
	"	伊藤光一	県生活部環境局水質課長
	"	井沢康夫	県水産試験場長
	"	榎谷力生	姫路商工会議所事務局長
	抛出	山中幹夫	出光興産㈱兵庫製油所副所長
	"	石丸洋三	㈱神戸製鋼所環境技術本部環境管理部次長
		田中政雄	神戸商合己眼所 1-3-18
岡山	水産	長森早苗之助	県漁連専務 常
	"	亀井真砂	漁業共済組合理事
	"	岸本亘朗	県信用基金協会専務
	"	岸本亘朗	(財)県漁業操業安全協会事務局長
	中立	西川太	県農林部水産課長
	"	御船喜一郎	県環境部水質保全課長

成本啓隆

山本 茂久蔵

県	区分	氏名	所属・役職名
岡山	中立	本 田 信 夫	県水産試験場長
	"	三 村 克 一	県商工会議所連合会専務
	抛出	浜 本 不二夫	耐火物協会中国・四国支部長 大阪窯業耐火煉瓦(株)常務取締役日生工場長
	"	岸 田 武 夫	川崎製鉄(株)水島製鉄所総務部長
広島	水産	○岡 垣 茂	県漁連会長
	"	山 崎 末 一	県漁業共済組合組合長
	"	三 浦 裕 直	県漁連専務
	"	池 田 熙	県信漁連常務
	中立	西 本 實	県農政部水産課長
	"	吉 田 亮 男	県環境保健部水質保全課長
	"		県水産試験場長
	"	黄 幡 良 治	県商工会議所連合会幹事長
	抛出	奥 迫 繁 次	三菱重工(株)広島造船所総務部環境課長
		水 田 晴 雄	日本鋼管(株)福山製鉄所総務部総務課長
山口	水産	木 村 博	県漁連専務
	"	浜 村 博	県漁連参事
	"	綿 加 直 幸	県信漁連専務
	"	深 江 貫 一	県漁業共済組合専務
	中立	瀬 戸 昭三郎	県水産部次長
	"	石 川 博	県公害対策課長
	"	井 上 泰	県内海水産試験場長
	"	松 村 省 一	岩国商工会議所専務

法(長)

県	区分	氏名	所属・役職名
山口	抛出	中谷三郎	出光興産(株)徳山製油所副所長
	"	東谷正三	宇部興産(株)宇部窒素工場総務部副部長
香川	水産	長町鎮二郎	県漁連常務
	"	伊藤卯七郎	県漁業共済組合専務
	"	藤原恵三郎	県のみり養殖研究会会長
	"	平岡雅朗	(財)県漁業操業安全協会
	中立	中井文人	県経済労働部水産課長
	"	安部宏	県公害課長
	"	野網健三	県水産試験場長
	"	大西美中	弁護士
	抛出	河西収	県石油商業組合理事長
	"	西勝正道	四国電力(株)香川支店長
		岡林政雄	
愛媛	水産	重見鬼	県漁連専務
	"	納富巖	県漁業共済組合参事
	"	大元勝美	県信漁連専務
	"	渡辺精一郎	県漁業操業安全協会事務局長
	中立	柚山克文	県農林水産部水産課長
	"	熊野盛光	県生活環境部公害課長
	"	山城正一	県水産試験場長
	"	岡本真尚	弁護士・松山商工会議所産業公害専門相談員
	抛出	竹之内守	丸善石油(株)松山製油所所長 石油連盟海水油濁処理協力機構松山支部長
	"	玉井晃	四国電力(株)愛媛支店長

木下明則

油濁基金だより

県	区分	氏名	所属・役職名
高知	水産	吉野辰三郎	県漁連専務
	"	久保光男	県漁業共済組合参事
	"	高田和	県漁船保険組合専務
	"	岡田誠一	県漁業信用基金協会参事
	中立	萩野節雄	県水産商工部漁業振興対策室長 対策室長 浮長
	"	大塚正己	県生活環境部副部長兼公害対策室長
	"	森一郎 森一郎	県水産試験場長
	"	安岡三四郎	弁護士
	抛出	大坪義喜	高知県石油業協同組合専務
	"	土田武雄	高知県商工会議所連合会専務
長崎	水産	中村一馬	県漁連専務
	"	中村輝勝	信漁連参事
	"	末田正三	漁業共済組合参事
	"	本田大吉	漁業信用基金協会専務
	中立	落合嘉男	県水産部漁政課長
	"	木戸忠之	県環境部環境保全課長
	"	塩川司	県水産試験場長
	"	本田千代松	長崎県商工会議所連合会事務局長
	抛出	増田高彦	長崎県石油商業組合理事長 長崎県石油協同組合理事長
	"	若林勘一郎	長崎県経営者協会 長崎経済同友会
鹿児島	水産	河野通成	県漁連専務
	"	阿久根邦夫	県漁業共済組合参事

県	区分	氏名	所属・役職名
鹿 児 島	水産	福留正志	県信漁連専務
	"	岩切成郎	鹿児島大学水産学部教授
	中立	松林康文	県水産商工部漁政課長
	"	岩井清明	県衛生部環境局公害規制課長
	"	茂野邦彦	県水産試験場長
	"	黒川達爾雄	(財)県公害防止協会事務局長
	拠出	豊田昭夫	九州電力㈱鹿児島支店長
	"	柳田光泰	鹿児島商工会議所専務 鹿児島県商工会議所連合会常任幹事
沖 縄	水産	照喜名朝進	県漁連専務
	"	比嘉昌市	県漁業共済組合組合長
	"	松川勝次郎	県漁船保険組合検診技師
	"	古堅宗和	県漁協組合長会会長
	中立	伊佐次郎	県農林水産部水産課長
	"	大城清吉	県環境保健部公害対策課長
	"	崎山憲一	県水産試験場長
	"	砂川恵勝	琉球大学法文学部長
	拠出	久手堅憲次	沖縄電力㈱専務取締役
	"	新垣恒一	沖縄石油精製㈱環境保全室長

Ⅳ 油の試料採取について漁協へのお願い

原因者不明の油濁の汚染源を推定するため、当基金では民間試験研究機関に依頼し、油の化学的・物理的分析調査を実施することとしています。

そのためには、油の試料の採取が必要です。

つきましては、油濁発生の際を受けたあと当基金から漁連を通し漁協へ試料の採取方をお願いしました際には、別記1の「油試料採取マニュアル」を参考のうえ試料を採取し、当基金から現地調査にあわせ受取りにゆくまで出来るだけ変質防止をして（冷蔵庫保管等）保管して下さいをお願いします。

なお、その際別記2の調査表の事項について記録しておいて下さい。

油試料採取マニュアル

1. 採取場所

油濁（漂着）の激しい部分より採取する。

2. 試料の採取

(1) 固型あるいは半固形状のもの

厚手のビニール袋に1 kg以上（無理な場合500g）採取し、空気をぬくようにして、口をしつかり結ぶ。

藻類、ジャリ、ゴミ等の付着がなく、塊状のものは大きいものの方がよい。

(2) 液状のもの

海上浮遊油はヒシヤク等ですくい、バケツ等に移した後静置し、上澄の油だけを1 ℓ以上採取する。

広口のガラス瓶又はポリ容器の口いっぱいになるよう採取し、空気になるべくふれないようにする。

(3) 藻類等の付着のもの

藻類等の付着の多いものについては、上記(1)(2)に準じて採取するが、油量として上述の量になるように注意する。

3. 保 管

瓶入り試料の場合は、ビニール袋を口のまわりにかぶせ、口の部分をガムテープでしばり、油がこぼれないようにする。ビニール入り試料はまわりを新聞紙でまき、いずれの場合も、冷蔵庫の準備室等（冷蔵庫のない時は冷暗所）に入れ、油濁基金から受け取りにゆくまで保管する。

4. 採取状況等の記録

次の事項を記録した調査表（別添参照）を作成する。

- (1) 油濁発生日時
- (2) 採取場所
- (3) 採取日時
- (4) 気象海象……気温・風向・風速・天気・海水温・流向・流速
- (5) 油排出源に関する情報
- (6) 油の処理方法……油濁発生時、処理剤を使ったか否か、その処理剤名等

油濁発生状況報告書

i) 採取場所 _____
 (地図を添付)

ii) 採取日時 昭和 年 月 日(午前・午後) 時～ 時

iii) 採取責任者 所属 _____
 氏名 _____
 電話 () 内線 _____

iv) 油濁発生日時 昭和 年 月 日(午前・午後) 時～ 時頃

V) 気象・海象

項目	発生時	発生時前数日間			
		月日	月日	月日	月日
気温					
風向					
風速					
天気					
海水温*					
特殊状況					

* 不明のときは採取時のものでよい。但しその旨記入のこと。

気象の地域特性

()

vi) 油排出源に関する情報

()

vii) 油の処理方法

()

viii) 試料貯蔵状態

()

油濁発生状況報告書

—— 記入例 ——

i) 採取場所 (地図を添付) 〇〇県〇〇市〇〇町1丁目〇〇〇〇海岸ii) 採取日時 昭和52年10月1日(午前・午後)2時～3時iii) 採取責任者 所属 〇〇〇漁業協同組合〇〇部〇〇課氏名 油濁太郎電話 012(345)6789 内線23iv) 油濁発生日時 昭和52年10月1日(午前・午後)2時～4時頃

v) 気象・海象

項目	発生時	発生時前数日間			
		月日	月日	月日	月日
気温	20℃				
風向	南東				
風速	3.1 m/sec				
天気	くもり				
海水温*	15℃				
特殊状況	海は台風の影響で南東の風が強く、時化していた。				

* 不明のときは採取時のものでよい。但しその旨記入のこと。

気象の地域特性

(南北に走る連峰の影響で北風が冬場特に強い。)

vi) 油排出源に関する情報

（ 前日の夕方、タンカーが沖合を南方に向つていた。 ）

vii) 油の処理方法

（ 試料採取前に分散剤（〇〇社製〇〇〇〇 〇〇kg）を散布した。
（商品名） ）

viii) 試料貯蔵状態

（ ポリバケツに採取後口をビニールで覆い組合の冷蔵庫で保存しておいた。 ）

V 昭和51年度漁業被害、防除・清掃の県別発生件数及び金額一覧表

(単位：円)

県名	件数	漁業被害	件数	防除・清掃	漁業被害を伴う防除・清掃			合計		
					件数	漁業被害	防除・清掃	件数	漁業被害	防除・清掃
北海道			1	125,600				1		125,600
青森										
岩手										
宮城			1	217,385				1		217,385
秋田										
山形										
福島										
茨城										
千葉	1	1,507,781	5	2,595,500	2	2,825,022	1,176,505	8	2,975,783	1,436,055
東京			6	4,185,640				6	4,185,640	
神奈川										
新潟										
富山										
石川										
福井			1	245,010				1	245,010	
静岡					1	1,747,388	2,404,300	1	1,747,388	2,404,300
愛知			1	552,000	3	4,144,183	936,859	4	4,144,183	992,059
三重			2	587,135				2		587,135
滋賀										
京都										
大阪										
兵庫					1	560,986	49,500	1	560,986	49,500
和歌山			5	1,346,800				5		1,346,800
鳥取										
島根			2	521,478				2		521,478
岡山			3	1,040,650	1	(206,775)	10,900	4	(206,775)	1,051,550
広島			(1)	(460,350)	1	693,450	295,675	(1) 1	693,450	(460,350) 295,675
山口			3	2,400,509	1	6,441,403	3,298,728	4	6,441,403	5,699,237
香川			1	72,700				1		72,700
徳島										
愛媛					2	1,207,510	1,007,876	2	1,207,510	1,007,876
高知	1	824,169	4	3,145,357	1	5,449,495	1,772,044	6	6,273,664	4,917,401
福岡			1	2,224,275				1		2,224,275
佐賀			1	325,000				1		325,000
長崎			2	1,129,792				2		1,129,792
大分										
熊本										
宮崎			1	237,600				1		237,600
鹿児島			5	1,261,812				5		1,261,812
沖縄			6	1,537,255				6		1,537,255
合計	2	2,331,950	(1) 51	(460,350) 6,088,158	13	(206,775) 17,035,765	2,997,263	(1) 66	(206,775) 17,288,608	(460,350) 9,085,424

注.()内は未交付のもの(外数)(広島県においては原因者判明、岡山県においては認定額50万円未満)

Ⅵ 漁業被害・防除・清掃の月別発生件数及び金額

区分 月別	漁業被害		防除・清掃				合計	
			防除・清掃のみ		漁業被害併発 防除・清掃			
	件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円
4	2	18,981,169	1	92,400	1	2,404,300	3	21,477,869
5			1	72,700			1	72,700
6	1	693,450	1	2,236,300	1	295,675	2	3,225,425
7	2	6,273,664	3	5,250,485	1	1,772,044	5	13,296,193
8			2	1,130,970			2	1,130,970
9			4	1,017,327			4	1,017,327
10			8	6,259,597			8	6,259,597
11			7 (1)	10,481,800 (460,350)			7 (1)	10,481,800 (460,350)
12	4	75,415,134	7	16,779,216	4	14,029,128	11	106,223,478
11	1	1,476,814	6	10,464,956	1	48,828	7	11,990,598
2	2	65,304,347	6	3,436,390	2	7,267,638	8	76,008,375
3	2 (1)	4,545,030 (206,775)	5	3,659,440	3	4,155,050	8	12,359,520 (206,775)
合計	14 (1)	172,689,608 (206,775)	51 (1)		13	29,972,663	66	263,543,852

注. ()内は未交付のもの(外数)(広島県においては原因者判明、岡山県においては認定額50万円未満)